第 32 号議案

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例の件 神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例

神戸市屋外広告物条例(平成12年1月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(適用除外)	(適用除外)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 次に掲げる広告物等については、	2 公益上必要な施設又は物件に規則
第2条、第3条及び第5条の規定は	で定める基準に適合して寄贈者の名
適用しない。	称その他これに類するものを表示
	し、又は設置する場合においては、
	第2条、第3条及び第5条の規定は
	適用しない。
(1) 公益上必要な施設又は物件に規	
則で定める基準に適合して寄贈者	
の名称その他これに類するものを	
表示し、又は設置する広告物等	

- (2) 地域における祭礼等のため、一 時的に表示し、又は設置する広告物 等
- 3 次に掲げる広告物等については、 第2条及び第5条の規定は適用しない。
 - $(1) \sim (3)$ 「略]

(4) [略]

(5) 電車(軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第7号及び次項第2号において同じ。)又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

$(6) \sim (10)$ [略]

4 「略]

(広告物等を保管した場合の公示の 方法等)

- 第17条の3 法第8条第2項の規定に よる公示は、次に掲げる方法により 行うものとする。
 - (1) <u>前条</u>各号に掲げる事項を、広告物等の保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあっては、2日間)、公衆の見やすい場所に掲示

3 次に掲げる広告物等については、 第2条及び第5条の規定は適用しない。

(1)~(3) [略]

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時 的に表示し、又は設置する広告物等

(5) 「略]

(6) 電車(軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第8号及び次項第2号において同じ。)又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

$(7) \sim (11)$ [略]

4 「略]

(広告物等を保管した場合の公示の方法等)

- 第17条の3 法第8条第2項の規定に よる公示は、次に掲げる方法により 行うものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項を、広告物等の保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあっては、2日間)、公衆の見やすい場所に掲示

すること。	すること。
(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

地域における祭礼等に係る広告物等の規制を緩和する等に当たり、条例を改正する必要があるため。